



農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和●●年 ●月 ●●日

埼玉県三郷市農業委員会会長

持分 1/2 三郷 太郎

譲受(借)人 氏名 持分 1/2 三郷 花子
(電話番号) ●●●-●●●-●●●●



譲渡(貸)人 氏名 早稲田 次郎
(電話番号) ●●●-●●●-●●●●



下記のとおり転用のため農地の権利を 設定・移転 したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1. 届出者の 氏名・住所	当事者の別	氏 名	住 所				
	譲受(借)人	三郷 太郎 三郷 花子	三郷市中央●丁目●番地● 三郷市早稲田●丁目●番地●●				
	譲渡(貸)人	早稲田 次郎	三郷市花和田648番地1				
2. 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者氏名	耕作者氏名	
			登記簿	現況	m ²		
	三郷市中央●丁目	●番●	田	畑	150	早稲田次郎	早稲田次郎
	三郷市中央●丁目	●番●	畑	宅地	25	早稲田次郎	早稲田次郎
	(三郷●●地区土地区画整理事業33街区3画地 125㎡) ←					朱書き	
	以下余白						
計 175(125) ← m ² (田 150 m ² 畑 25 m ²)							
3. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定 移転の別	権利の設定 移転の時期	権利の存続期間	その他		
	所有権	設定・	受理後	永久			
4. 転用計画	転用の目的	専用住宅敷					
	転用の時期	工事着工時期	受理後 ※既に建築されている場合は「建築済」と記入				
		工事完了時期	受理後4ヶ月 ※既に建築されている場合は空欄				
転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造2階建1棟						
5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	周囲にコンクリートブロック3段積みとネットフェンスを設け、農作物に被害を及ぼさないようにします。						

受 理 通 知 書

三農委発第 号
令和 年 月 日

埼玉県三郷市農業委員会会長



上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知します。